

村上市元気応援訪問サービス サービスコード表 (令和8年6月提供分～)

※網掛け部分は単位数変更、斜体下線部分は新設又は名称変更

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位	
種類	項目					
A2	1111	訪問型独自サービス11	訪問型サービス費(独自)	1,176単位	1,176	
A2	2111	訪問型独自サービス11日割		39単位	39	
A2	1211	訪問型独自サービス12		2,349単位	2,349	
A2	2211	訪問型独自サービス12日割		77単位	77	
A2	1321	訪問型独自サービス13	訪問型サービス費(独自)	3,727単位	3,727	
A2	2321	訪問型独自サービス13日割		123単位	123	
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	12単位減算	-12	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		1単位減算	-1	
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		23単位減算	-23	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		1単位減算	-1	
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		37単位減算	-37	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割		1単位減算	-1	
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	12単位減算	-12	
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割		1単位減算	-1	
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12		23単位減算	-23	
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割		1単位減算	-1	
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13		37単位減算	-37	
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割		1単位減算	-1	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算		
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15%減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12%減算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15%加算	1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15%加算	1日につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算	1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10%加算	1日につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算	1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5%加算	1日につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算	200単位加算	200	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	口腔連携強化加算		50単位加算	50
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の270/1000 加算	
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の287/1000 加算	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の249/1000 加算	
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の266/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の207/1000 加算	
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の170/1000 加算	

※「特別地域加算」、「小規模事業所加算」、「中山間地域等提供加算」、「介護職員等処遇改善加算」は支給限度額管理の対象外
 ※「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合」、「同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入